

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令案（仮称）について

I 改正の趣旨

- 「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を現行の 10 年から大幅に短縮することについて全国的な措置として検討し、本年中に結論を得て、速やかに措置する」こととされた。

（参考）「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）

第二部

5-1 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFI の活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

（3）新たに講ずべき具体的施策

ii) 残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進

b) 更なる規制改革事項等の実現

⑫通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和

・地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を現行の 10 年から大幅に短縮することについて全国的な措置として検討し、本年中に結論を得て、速やかに措置する。

- 本省令案は、当該閣議決定を踏まえ、看護師学校養成所のうち通信制の課程の入学・入所要件として必要な准看護師としての業務従事年数を 10 年以上から 7 年以上に短縮するとともに、教育の質を担保するため、必要な専任教員のうち看護師の資格を有する者の数を 10 人以上（定員が 300 人以下の学校養成所においては 8 人以上）と定めるものである。

II 改正の内容

- 看護師学校養成所のうち、通信制の課程の入学・入所要件として必要な准看護師としての業務従事年数を、10 年以上から 7 年以上に短縮する。
- 看護師学校養成所のうち、通信制の課程における必要教員数について、看護師の資格を有する専任教員の数を、現行の 7 人以上から 10 人以上（ただし、学生又は生徒の収容定員が 300 人以下の学校養成所にあっては、8 人以上）とする。

III 検討規定

- 本省令の施行後、改正後の保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 4 条第 2 項に規定する看護師学校養成所に入学又は入所する学生又は生徒の数の動向、今後の看護師学校養成所の教育の内容の見直しの状況等を勘案し、同項第 1 号ただし書に規定する通信制の課程における准看護師の入学又は入所の資格について、准看護師の免許を得た後 5 年以上業務に従事していることとすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後 3 年を目途に必要な見直しを行うものとする。

IV 根拠条文

- ・ 保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号）第 11 条第 1 項

V 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日